

個人情報の第三者提供について事前同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健康保険組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるといえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、以下に挙げるケースについては、第三者への提供が必ずしも本人の不利益にならないことなどから、本人から明確な反対・留保の意思表示がない場合は、包括的な同意が得られているものとします。意思表示をされる方はページ最下部の「個人情報に関するお問合せ」の窓口までご連絡ください。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。なお、意思表示の内容はお申し出によりいつでも変更することが可能です。

1. 「個人情報の利用目的」に定める法定給付（高額療養費）および付加給付、並びに健診、健康支援、在宅療養支援事業に関する費用補助につき、事業所を経由して支払うため、被保険者の属する事業所の担当者に対し健康保険給付金支給明細書を送付すること。
2. 「個人情報の利用目的」に定める被扶養者分（世帯全員分）の医療費通知につき、組合員専用ウェブサイトに掲載し、被保険者に閲覧可能な状態とすること。
3. 「個人情報の利用目的」に定める第三者求償事務のため、診療報酬明細書（レセプト）のコピーを損害保険会社に送付すること。
4. 事業主で設置する診療所を利用する者につき、事業主による被保険者の資格確認を可能とするため、事業主に対し被保険者の氏名・生年月日・健康保険被保険者証に記載された記号及び番号を提供すること。

以上